

# ソシオロゴス

編集会議規定 2005年9月21日制定

2019年6月24日改定

- 
- 第1条 編集会議は、当該号の掲載論文決定に係る事項のうち、会則、編集規程、その他の下位規則による定めのないものについて、決定を下す。
- 第2条 編集会議は、当該号への投稿エントリーの締切後、すべての掲載論文が確定するまでの間、編集委員長が召集する。
- 第3条 投稿者は原則として全員、編集会議に出席する。
- 第4条 編集会議における決定は、出席者による議論を尽くしたうえでの全員一致を原則とする。ただし、全員一致が得られない場合、議論が尽くされていることを確認したうえで、編集委員長の判断により多数決を採用することができる。
- 第5条 決定に対する責任は出席者が共同で負う。
- 第6条 編集会議の決定は、出席、欠席の別を問わず、またその決定に対する見解の相違を問わず、当該号のすべての関係者を拘束する。
- 第7条 編集会議の決定に対して、投稿者が事後的に異議を申し立てることはできない。ただし、次回以降の編集会議において、前回以前の決定の撤回や修正を提議することを妨げない。
- 第8条 投稿者が止むを得ず欠席する場合、事前に文書を編集委員会に提出することによって、編集会議に意見を表明することができる。
- 第9条 編集委員会は、出席者以外の関係者に対して、編集会議での決定事項について通達する。